

## 制限付き一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県発電管理センターの発注する委託契約について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年4月30日

新潟県発電管理センター所長 山田 章善

### 1 入札に付する事項

- (1) 番号 R 8 胎送委専第1号
- (2) 委託名 奥胎内線点検業務委託
- (3) 委託場所 新潟県胎内市下荒沢 地内
- (4) 委託概要 11kV架空送電線路巡視点検 一式  
鉄塔8基、コンクリート柱1基、亘長2.87km  
電線 SBACSR/EAC 190mm<sup>2</sup> 1回線3条  
架空地線 OPGW-SI型90mm<sup>2</sup> 1条
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和8年12月11日まで

### 2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所等

令和8年4月30日（木）から令和8年5月28日（木）まで

新潟県入札情報サービス (<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)（以下「入札情報サービス」という。）及び新潟県発電管理センターホームページ

([https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hatsuden\\_kaetsu/](https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hatsuden_kaetsu/)) で公開する。（ただし、入札情報サービスの運用時間外を除く。）

### 3 参加資格の確認

#### (1) 参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和8年5月1日（金）から令和8年5月14日（木）までの各日の午前9時から午後4時まで

持参する場合は各日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 提出書類 参加資格確認申請書、別紙「施工等の実績に関する事項」及びそれらを証明する書類の写し

ウ 提出方法 参加資格確認申請書及び必要な資料を、次の提出場所に電子メール、郵送又は持参により提出すること。

エ 提出場所 〒959-3132 新潟県村上市坂町1804番地

新潟県発電管理センター庶務課庶務係

電子メール [ngt301030@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt301030@pref.niigata.lg.jp)

(2) 参加資格の確認結果通知

- ア 参加資格の確認結果は、申請者に令和8年5月18日(月)(予定)までに書面により通知(発送)する。
- イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

4 入札の日時等

- (1) 入札日時 令和8年5月29日(金) 午前10時00分
- (2) 入札場所 〒959-3132 新潟県村上市坂町1804番地  
新潟県発電管理センター1階 会議室

(3) 入札手続等

ア 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札執行職員の指示に従い委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印を押印すること。

イ 入札の方法

入札は、4(1)の入札の日時及び場所において、入札書を封書にして提出すること。

ウ 入札書の名義人

本人又は代理人に限る。

エ 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ その他

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行なった入札
- ウ 委任状の提出等がなく代理権の確認を受けない代理人が行った入札
- エ 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- オ 同一の入札者が2以上の入札を行ったときは、その全部の入札
- カ 脅迫その他不正の行為によって行った入札
- キ 入札者が押印すべき場所に押印のない入札、又は記載事項を訂正した場合の当該訂正部分に押印がない入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ア 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### (6) 再入札等

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再入札を行うものとする。なお、再入札は1回を限度とする。

イ 初度の入札において無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

### 5 競争参加資格

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、電気工事に関し建設業の許可を受けていること。
- (4) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受け、電気工事に関し、令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 令和8・9年度の入札参加資格審査において電気工事に係る格付けがA級であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (8) 平成28年4月1日以降に、日本国内において、高圧又は特別高圧送電線路に係る保守点検業務、建設工事又は改修工事のいずれかを元請で実施（完成又は業務完了）した実績を有すること。

### 6 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号、以下「財務規程」という。）第146条第3項に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、財務規程 第137条第3項第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

## 8 その他

### (1) 設計図書の配布

ア 期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月28日（木）まで

イ 方法 入札情報サービスで配布する。（ただし、入札情報サービスの運用時間外を除く。）

### (2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

#### ア 質問

設計図書その他入札に関する質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、次の受付場所に持参又は電子メールにより提出すること。

(ア) 受付期間 令和8年5月1日（金）から令和8年5月21日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。）

(イ) 受付場所 新潟県村上市坂町1804番地  
新潟県発電管理センター庶務課庶務係  
電子メール ngt301030@pref.niigata.lg.jp

#### イ 回答

入札情報サービスで、令和8年5月25日（月）午後5時までに回答及び公開する。

### (3) 参加資格確認申請書等の取扱い

ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

### (4) 問合せ先 〒959-3132 新潟県村上市坂町1804番地

新潟県発電管理センター庶務課庶務係

電話番号 0254-62-6688（代表）

電子メール ngt301030@pref.niigata.lg.jp

### (5) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程その他関係法令の定めるところによる。